

公益認定等に係る審議の中立性・公正性の確保について（案）

〔平成20年(2008年)8月 日〕
〔滋賀県公益認定等委員会〕

- 1 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員会の承認を得て審議および議決を回避することができる。
- 2 上記の場合、委員は、委員長に申告するものとする。また、委員会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。